

地方独立行政法人法改正に伴う対応について

(概 要)

令和5年6月16日の地方独立行政法人法の改正に伴う年度計画、年度評価の取扱方針

1 改正概要

区 分	内 容
改 正 点	中期計画の記載事項のうち、以下①、②の目標を達成するためとすべき措置の実施状況に関する指標を追加した上で、毎事業年度に係る年度計画及び年度評価を廃止。 ①住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標 ②業務運営の改善及び効率化に関する目標
経過措置	令和5年度の末日までに開始した中期目標期間においては、継続して年度計画、年度評価を実施。 ただし、中期計画に指標を既に定めているもしくは新たに定める場合は、改正を適用。

2 取扱方針

(方 針)

- ・追加で指標は設定せず、現中期目標期間（R8年度まで）は、年度計画及び年度評価を実施する。

(考え方)

- ・現中期計画は開学後、初めて策定されたものであり、適正な法人運営を確認する観点から年度計画、年度評価の継続が妥当。
- ・令和6年度第1回評価委員会において、年度評価の継続を求める旨の発言。

【公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学評価委員会令和6年度第1回 会議録抜粋】
国立大学は評価、評価で疲弊していることもあり、年度評価をやめる方向になったが、本学はスタートしたばかりなので、しばらくは細かくみるために年度評価を続けたほうがいいと思われる。法人と事務局に過大な負担がかからなければそれで進めてほしい。

<参考：他法人の状況>

区 分	公立大学法人富山県立大学	公立大学法人奈良県立大学	公立大学法人静岡文化芸術大学	東京都公立大学法人
期 間	R3～R8(第2期)	R3～R8(第2期)	R4～R9(第3期)	R5～R10(第4期)
対 応	継 続	継 続	指標を追加し廃止	指標を追加し廃止
	次期中期計画策定にあわせて指標を追加	次期中期計画策定にあわせて指標を追加	R6までは年度計画を策定し、R7以降廃止	R5までは年度計画を策定し、R6以降廃止
考え方	指標の検討に時間が必要	年度の進捗を確認するため	業務の簡素化	同 左